

雜 纂

契丹文字の新資料

文學博士 羽 田 亨

古來支那の北方に據つた民族の間には、その文字の基礎を西方諸國に行はれた音字に取つたものと、南方支那に行はれた義字に取つたものとの兩様がある。何れにしても此等の民族の用ゐたものとは、語系や音韻を異にした言語の表出に適するやうに案出されたものを攝取したのであるから、其の間に無理があり、従つて當時之を用ゐた人々にとつては不便、後の攷究者にとつては疑惑の點の存することは止むを得ない。中にも西方の音字を用ゐたものについては、その表出した音を求むること甚しく困難では無く(微細な點は別として)

従つて其の書寫された言語を研究解釋する第一の階梯に於て、甚しき困難を感ぜないのであるが、漢字を變化して用ゐたものについては、第一に其の音を知ることが困難であるから、研究の出發點に於て既に大なる難關に遭遇する譯である。それにしてもその資料が豊富であれば、どの方面からか切込んで研究を進めること必ずしも不可能ではない。今より五十餘年前に、博學なる Wylie 氏を以てしても尙ごこの國に行はれた文字であつたかすらも知り得なかつた西夏文字や、金に行はれた所謂女真文字などが、輓近やゝ解明せらるゝこと

になつた如きはそれである。たゞ獨り契丹の文字に至つては、其の資料すら從來殆んど存在せず、たしかなものとしては僅に宋の王易の燕北錄に、朕・勅・走・馬・急等に對する契丹字を載せ、陶宗儀の書史會要に之を轉載したと思はるゝものが見えるのみであつた。此等の次第は既に白鳥博士の契丹女眞西夏文字者に見えて居るから、こゝに繰り返す要は無い。しかし此の以外に現存せる契丹文字らしきものについての消息を傳へて居るものが無いではない。露西亞の Poydnicoff 氏は一八九三年の旅に於て、六月六日に内蒙古巴林の白塔子 (Cagan Sibirai) に着き、その地の牆壁内に存する白い大理石破片の塊堆を調査したが、其の中の八角の石柱の破片に、一部分に佛の立・坐像の浮彫、一部分に文字を刻したものを見出した。文字は氏の解し得ざるもので、然も漢字の變體なることは疑無く、世間に知られない契丹文字といふものら

しい。拓本を取つたけれども、石の破損磨滅が甚しいので、四片の拓本中寫眞版と爲し得たのはたゞ一片のみである旨を記して居る。然もその寫眞版といふものもその旅行記には載せられてゐないから、如何なるものであるか知るを得ない。白塔子といふ地は遼代の慶州に當ること疑無いと思はれるから、此の地に契丹文字を記した遺物のあるのは極めて自然のことであるが、肝腎の寫眞が示されない以上、何とも考のつけ方もない。暫く氏一箇の推測に過ぎぬといふ外あるまい。同じ地方を精密に踏査した佛の Mille 氏は、一九二二年に蒙古巴林に於る大遼國の故都といふ長篇を、通報誌上に公けにしたが、氏は白塔子に於ては何等かゝる文字を有する遺物の存することを記さず、たゞ此の地に存する數個の斷碑の中に、「聖祖」といふ漢字の見ゆる一片を得たことを述べてゐる。Pelliot 氏はこれによつて、Poydnicoff 氏の契丹字といふ

のは Mullie 氏のいふ漢字のことではなからうか

と疑つてゐる。(5) 更にまた羅振玉氏はその古鏡圖錄下卷に、八角形の鏡一面を載せ、その裏に刻した異體の文字四字を以て、契丹國書と名づけた。圖錄には何等の説明も無いが、此の鏡は朝鮮總督府博物館に藏せらるゝもので、同府發行の博物館陳列品圖鑒第二輯に之を載せてある。但し圖鑒には女眞字鏡と名づけ、高麗時代の製作であらうと説明してある。圖鑒が如何なる理由によつてかく名づけたかは知らないが、此等の文字は余輩の見る處では。女眞の大小文字として知らるゝものゝ何れとも異つてゐる。羅氏が契丹字と稱し、Pelliot 氏も之に賛意を表して、左様らしく思はれるといふて居るのは、共に理由は知り得ないが、思ふに女眞字とは相違してやゝ隸書の趣を備へ、從來契丹字として知らるゝものと類する處があるに依るのであらう。これについては後に述べることにす

る。

契丹文字の材料と認むべきものは僅に此の類に止るのであつたが、こゝに意外にも契丹字を以て記した墓誌銘の發見が、J. Ker 氏の名によつて、北京で發行せらるゝ Le bulletin ethnologique de Peking の第十年第一百八號(一九二三年六月號)に載せられた。尤も自分は平常此の雜誌を見る機會を有しないので、初めて此の消息を知つたのは、「通報」(7) に Pelliot 氏が之を轉載したのによつたのである。同氏が書き加へてゐる所によると、氏は既に半年以上前に此の事を Mullie 氏からの消息で知つたのだが、その拓本を得て後に之を言及したいと思つて、報導を差控えて居つたとの事である。之が發見の次第については此等兩雜誌の記する所に譲るが、要するに遼代(8)の慶州、今日の直隸林西縣内、蒙古の巴林と烏珠穆沁との境上、白塔子より北東二十五支里、Warin-manga の平地を擁する山中に、

遼の聖宗・興宗・道宗の墓、即ち東・西・中の三陵があつて、その中の道宗陵から、一九二二年七月二十一日に、石に刻した漢字契丹字の墓誌銘二面づゝを得たのである契丹字のものゝ一面は五百八十三字、他の一面は八百五十六字を有して居ると見えるが、Pellicot氏は字數の多い方を道宗、少い方を遼史に之と共に葬つたと記されてある懿德皇后の墓誌と見てゐる。Le bulletin de catholiqueにはこの中の前者を網目版の寫眞にして載せてあるが、こゝに轉載した如く極めて不鮮明で、僅少の文字の外は判然識別し得ないのは遺憾に堪えぬ殊に發掘の際拓本を取り得る工人が居らず、そうして石を持去ることが許されなかつたので、此等の文字は極めて忠實にはあるが、筆寫したものであるといふから、其の間多少の相違は免れぬであらう。兎も角かくして朦朧ながらも、從來殆んど知り得なかつた契丹文字といふものを見ることの出來

るのは、學界の幸であらねばならぬ。

さてかくして此の材料に接する時、何人も先づ考へることは、果して之が契丹字であるか、言ひ換ふれば如何にして之を契丹文字と定めたかといふ疑問であらう。之については何等の説明も無いやうであるが、思ふに之が遼の道宗陵から出た懿德皇后の墓誌であることから、自明の理としてかく定めたものであらう。この陵が遼の道宗の墓であることは、之と共に出たと記さるゝ漢文の墓誌銘でも一目瞭然たるべきことで、此の報告を公けにしたPellicot氏は漢文の墓誌銘についてはたゞそれが存在した事實の外、何等言及してゐないのは遺憾であるが、それには明かに道宗の陵たることを證する文面の存することを信じて宜いものと認める。且また此等の三陵の事については、前記Muller氏の論文の「慶陵」といふ章に、詳細の記事があり、遼史の記事と照らし合せて、之が三宗の

陵墓なるに於て疑無からしめてあるから、此の墓誌の文字を何等の説明無しに、直ちに契丹文字と見てあるとも、必ずしも咎むべきではあるまい。

此の契丹文字の資料を得て、直ちに之を讀過することは無論不可能である。之が爲には更に多くの資料と、ここにかゝる研究に於て缺く可らざる鍵ともいふべき、既知の文字言語で對譯した資料の發見を待たねばならぬので、此の點から見ても余輩は之と共に存在した漢文の墓誌の提供せらるゝことを熱望して止まない次第である。今此の文字を見るものは、假令之が甚だ朦朧と寫し出されて居るにもせよ、其の字體が甚だ漢字の楷體に類するものであることを、一見して觀取するであらう。然るに書史會要の記事に依ると、所謂契丹文字なるものは實に漢字の隸體に則つたものであつて、遼の太祖が「多用漢人、教以隸書之半増損、

製契丹字數千、以代刻木之約」と記されてあり、その次にかの契丹字の朕・勅・走・馬・急の五字が記されてある。但し今日までに自分の見得た數種の書史會要に載せてある此等の五字は、陶氏の書き記した根本の形とは餘程字體が變化して居るものと見て誤らないと思ふ。何となれば陶氏は此等の字を前にも述べた如く燕北錄から取つたものと思はれるが、その燕北錄——版本寫本とも——に見えてゐる此等の五字は、實に漢字の隸體に酷似したもので、少くとも自分の知る書史會要に見えるものが、稍々隸體を帯びてゐる位の程度に止るものとは、大にその趣を異にするからである。かく燕北錄所載の契丹字には著しく隸體の趣があるに拘はらず、新出の契丹字にはまた著しく楷體の趣を認めるといふことは、同一契丹字に於て存する重要なる相違の點といふべきで、もし飽くまで契丹字は隸體でなければならぬとするならば、新出

の墓誌銘の文字は契丹字で無いといふことにも考へられる。吾人は如何にして此の矛盾を解くべきであらうか、余輩は今この問題に入る前に、先づ有名なる「大金皇帝都統經略郎君行記」の文字に言及するのを便利とする。

郎君行記についても既に白鳥博士が論じてゐられるから、煩はしき記述は避けるが、この碑は金の天會十二年(1155)に建てられたもので、其の文字は従來女眞の大字であると認められてゐるものである。然るに今この契丹字の墓誌銘の文字を之に比べて見ると、先づその漢字の楷體に出でた趣に於て著しき類似を認め得るが、個々の文字について見ても、兩者全く同一の形を認め得るものが少くない、之を例示すると

郎君行記

V  
V  
IV  
V  
V(細字)  
III

𠂇 𠂈 𠂉 𠂊 𠂋 𠂌

墓誌銘

XIII etc.  
XIII etc.  
III etc.  
VIII  
I etc.  
XXX

の如くである。此等は單に字畫が簡單で、朦朧たる墓誌の寫眞に於ても、判然と認めらるゝ文字のみを比較したのであるが、それだけでも此等の同一字を認めることが出来る、更に字畫の複雑なもので、多分同一字であらうと思はれるものが少ない。字畫が全く一致しない迄も、その構成の元字を求めて見ると、全く同一のものが甚だ多い、尤も元字の同一、もしくは類似といふことになれば、獨り郎君行記との間に於てのみならず、女眞の小字として知らるゝ文字、即ち宴臺碑や華夷譯語の文字等との間に於ても之を認むることが出来

るが、それは女眞の大字が契丹字の體制によりて作られ、そうして小字は大字から出て居るのに起因するのであつて、怪しむに足りない。しかし女眞の小字との間にかゝる元字の類似があるとしても、此等の兩文字は字體全體の上に於て、一見して甚しき相違を認め得るのであるから、當面の問題に於ては相觸るゝ所はない。

此の如くこの比較の結果だけによつても、此等兩者の文字は、(一)全く同一であるか、もしくは(二)其の間に極めて密接の關係の存するものなることを知るに充分であらう。もし(一)の場合なりとすれば、金の天會十二年に建てられた郎君行記は、契丹文字を刻したものと見なければならぬことになるし、(二)の場合なりとすれば、女眞の大字といふものが契丹字との間に有する關係は、金史に記してあるやうに、製作者の完顔希尹が單に漢字の楷字の形に依倣し契丹字の制度によつて作

り上げた位の程度に止まらないで、契丹文字そのものをもそのまゝに攝取したものと、少くないことを認めねばならぬ。郎君行記の文字が此の中の何れの場合に屬するかを明かに定める爲には、もし判然とした墓誌の寫眞でも見得る日を待たねばならぬが、それにしても僅か九十餘字の郎君行記の文字と、五百八十餘字中の極めて一少部分より明かでない墓誌の文字との間に、かく迥同一の字を多く有して居ることから考へると、之を以て契丹字を刻したものと見ても、強ち穩當でないといはれまい。金史(11)によると完顔希尹の作つた女眞字は天輔三年(一一三)八月に出來上つたが、後に熙宗はまた別に女眞字を製して、天眷元年(一一三)に世間に頒ち、皇統五年(一一三)初めて之を用ゐることに成つた。希尹の作つたものを女眞の大字、熙宗の作つたのを小字といふと見えてゐる。かく金史では天輔三年以來其の國字があつたのであるから

大金皇弟都統經略郎君行記

大金皇弟

都統經略

郎君行記

父山繁姓夫方而軒瀟蒙劫去林幹弱夫火燬性  
 弱夫姓夫姓夫姓夫姓夫姓夫姓夫姓夫姓夫姓夫  
 散收枯朽於公肆釋繁繁似錦焚務焚焚焚焚焚焚  
 恢恢恢恢恢恢恢恢恢恢恢恢恢恢恢恢恢恢恢恢  
 恢恢恢恢恢恢恢恢恢恢恢恢恢恢恢恢恢恢恢恢

大金正統二年歲次甲寅仲冬十月十四日

大金皇弟都統經略郎君獨臣疆場無事親于梁山之陽至

倉乾陵殿廡廊然一無所請爰命有司構工修飾分復謁

陵下繪像一節回廊四起不勝依憐與禮賜大嘗酣飲而歸

時天會十二年歲次甲寅仲冬十月十四日

右碑前言 明宗親王 正統二年十月十四日





天會十二年(一一三三)に建てられた郎君行記には、當然之が用ゐらるべきで、此の點から麟敬及び劉子敬等は之を女眞の大字と定めた。<sup>(19)</sup>然るに白鳥博士は、女眞文字の製作せられた後にも、契丹の大小文字は依然金に行はれてゐたから、單に天會十二年の設立といふことだけで、此の碑の文字を女眞の大字と定める譯にはゆかない。しかし此の字の體を見ると、正しく楷書の體であるから、此の點からして女眞の大字と斷定すると説かれた。前に見た如く、契丹字は漢字の隸體に倣つて作られたものとせられ、また燕北錄所載の契丹字は、よく此の説を證明するものであるから、郎君行記の文字が楷體であることは、これが女眞文字で、然も當時尙ほ小字の製せられざる時であるから、その大字たるを證するに充分であるといふのは、誠に道理のある次第と思はれる。然も若し如上の理由を以てかく考へ定めるならば、金の郎君行記と同

様にまさしく楷體で書かれ、且つ郎君行記に見ゆるものと全然同一の文字、或は同一の元字を多く有する契丹の墓誌の文字をも、また女眞の大字と見なければならぬことになる。しかし此の如きことは絶對に有り得べからざること、遼の道宗についだ天祚帝が即位したのが一一〇一年の事であるから、此の墓誌の書かれた時にはまだ女眞字は製作されてゐなかつた時であらねばならぬし、また女眞文字の有無に拘はらず、當時遼の天子皇后の墓誌銘に、女眞の文字を用ゐたものとは到底考へ得られない。若し大事をとれば、此の陵墓が遼の道宗のものでなく、金代のものではないかと疑つて見るべきであらうが、之については既に述べた如く、記録の上からも疑ないことであるから、かゝる疑義は萬々存しない。そうすれば今日に於ては、契丹文字にも楷體のものも有つたことを認めなければならぬ。そうして金では女眞文字の製

せられた後も、契丹字は尙引續いて用ゐられ、章宗の明昌二年(1131)になつて、始めて國史院の契丹字を專寫するものを罷めたのであるから、天會十二年(1140)の郎君行記に用ゐられた楷體の文字は女眞文字では無くして、實は契丹字であるとしても、必ずしも怪しむには足りない譯である。

一體契丹文字が漢字の隸書に出でたことを記してゐるのは、少くとも余輩の知る限りに於ては、書史會要の著者陶宗儀が初めてゝあつて、遼代の記録に於ては見當らないやうに思ふ。然らば陶宗儀は何に據つて上に引いた如く、隸書の半を増損して契丹字數千を製せしめたと書いたのであらうか、多分據は有つたことではあらうが、然も或は單に燕北錄所載の文字に鑑み、而してまた女眞字が楷書に依倣したものであるとの記事に鑑みて、かく書きつけたものではなからうか、遂が滅亡してから陶氏の時代に至るまで二百年許りを經てゐ

る。僅に燕北錄中から五字の契丹字を拾ひ上げ得るに止つた程に、當時契丹字の資料が少かつたとすれば、別に存した楷體の契丹字が陶氏の眼に觸れず、遂に此等の五字の體から推して、如上の説明を遼史の記事の上に附加することに成つたものかも知れないと考へるのも、必ずしも不稽の甚しいものではあるまい。兎も角契丹にかく隸楷兩體の文字があつたこと疑無しとすれば、何等か之に對應する記事を遼代の書史について求めて見なければならぬ。

契丹には大小二字の存したことは周知の事實であつて、太祖の作つたのが大字であるが、小字の製作は太祖の皇子迭剌に歸せられてゐる、遼史卷六十四皇子表迭剌の項に、「性敏給、太祖曰、迭剌之智、卒然圖功、吾所不及、緩以謀事、不如我、回鶻使至、無能通其語者、太祖曰、迭剌聰敏、可使

遣送之、相從二句、能習其言語書、因制契丹小字數少而該貫」と見える、白鳥博士は、大字製作後の太祖の時代に回鶻の來貢した年、即ち天贊三年及び四年の何れかに、此の事件を繋げるべきだと見られた。<sup>(14)</sup> さて小字の製作は、此の如く迭刺が回鶻の言語や書を習ひ、之によつて工夫せられたもので、其の字數は少いが、然も該貫すと記されて居ることから考へると、回鶻字を模倣した音字であつたらうと考へるのは無理ではない、實に Pelliot 氏は早く一八九七年にかゝる考をのべ、一九一二年には Marguart 氏も此の記事を據として『契丹字(小字をいふ)が「漢字を型として作られたものとは無論考へることは出来ない。數の少きことは益々西方の字に倣つたものなることを示す。而して此の文字の製せられた事情から考へれば、迭刺が契丹文字を定めるに當つて、回鶻文字に準據したものであることは些少の疑をも挾むべきでない

い」と述べ、Pelliot 氏も此の墓誌銘の文字について、此の字は漢字から發達したものと思はれるから、九二〇年に作られた契丹の大字であつて、其の小字では無からう。小字は記録に依ると寧ろ回鶻字から發達したものでなければならぬと説いて居る。<sup>(17)</sup> しかしながら更に考へると、回鶻の言語や書を習つて發明した文字が、必ず回鶻字の形を有するものでなければならぬ理由は無い、回鶻の音字を研究した結果、文字によつて只だ音韻を表出することだけを傳へたものと見れば、字體そのものは回鶻字に類しても、或は從來使用し馴れた漢字風のものであつたとしても、乃至全然此等と獨立した別個の形であつたとしても宜しい譯で、朝鮮の諺文の如きものゝ作出せられたことを考へて見れば、必しも此等諸氏の如く考へねばならぬ道理はない。殊に Marguart 氏の如きは、此の小字が、「數少而該貫」とあるのを説いて、「實に本文は

其の文字が列に書かれ、<sup>リガツール</sup>連接の線で結び付けられたものであることを明らかに示してゐる(und macht lässt der Text deutlich erkennen dass die Buchstaben desselben in Zeilen geschrieben und durch Ligaturen verbunden werden)を解し、これを以て漢字に倣つたものでないことの強い理由としたが、「該貫」の二字をかく解釋するのは當らない。尤もかく考へたのは、氏の註記する所によると、de Groot 氏が之を alle aneinander gereiht と譯したのに據つたのであるが、何人の解釋たるを問はず、斷じて誤である。此の一句の意味は、數は少いが、然もよく備はつて一貫して居るの義に解くべきこと疑無く、決して *ligatur* の事などをいふたものではない。然も數の少いといふことは、何に比べてかといへば、文勢の上から考へて、大字に比しての事と思はれる。大字は前記の五字から考へて見ても、全く漢字に倣ふたものに違ないから、無論其の數

は多かつたと考へられるが、小字が之に比して其の數少しいふ以上は、何か文字構成の上<sup>に</sup>於て大字とは異り、數が少くても多くの言葉を寫し得る組織を採つたものと見なければなるまい。かゝる組織は如何なるものであるかといふと、要するに音字を工夫し製作したものと見るのが適當であらう。然らば其の字體は如何なるものであつたかといへば、回鶻字を學んで工夫したとする以上、字體もそれに則つたらうとも見られやうが、また從來の通り漢字の體を用ゐ、然もそれを音韻を表はし得るやうに組み立てたらうとも考へられる。今日此の記事だけに依つて之を定めやうとするのは無理であるが、今前者を以て契丹語を記したものが一として知られてゐないに反し、燕北錄所載の隸體のものは異つた楷體の契丹字が新たに發見せられたのであるから、之を所謂小字に該當せしめて考へて見ることは當然であらう。燕北錄に

見ゆる字は前にも説いた如く、漢字の隸書の變形であるから、到底之を音字と見ることは出来ないが、墓誌の文字には、種々の元字を組み立て、複雑な一箇の文字を作つたと見らるゝものが澤山ある。思ふに此の複雑な字畫は、之によつて數個のシラブルより成る一語を寫したものであらう。今此の元字を抽出して論ずることは、繰返していふやうに、根本資料の寫眞が不鮮明であるから、暫く見合すべきであるが、之と同一の字畫に違ないと思ふものを多く有する郎君行記については、既に白鳥博士が其の文字を解剖して考へられた結果綴音文字なるべきことを論せられた<sup>19)</sup>。余輩は大體に於て此の考を動かさないものと信するが、然も尙單に音字だけではなく、それと共に意字も存するのではないかと疑ふものである。此の事は契丹字の制度に依倣して作られた女眞字の大字を基にして、更にそれから發達したと考へられる其の小字

の組織からも、當然考へらるべきことであると思ふ。兎も角郎君行記の文字に音字を有すると考へる以上は、契丹の墓誌銘の字も同種のもものと見得る譯である。果して然らば此の文字を以て、迭刺が回鶻字に參考して作つた所謂小字に該當せしめても、少しの不都合も存しないと思ふ。文字の數の少い云々といふのは、必しも回鶻字の如く僅少な母音字子音字から成つたものと見る必要はない。所謂元字は音を表はす符合で、之を漢字の楷書風に組み合せてシラブルを寫し、其の上に漢字と同様に意字をも併せ用ゐたものであるが、尙且つ大字に比すれば其の數は少く、然も言語を寫す爲には悉く備はつて、一定の方則で貫いたものと解せられる。若し前記歐洲諸學者の考へるやうに、小字の體が回鶻字に出たものとして、それがいつか實際遺物によつて證明せらるゝことがあらば兎も角それまでは余輩はかゝる考の下に此の文字を扱ひ

たい。従つて之とは全く體を別にし、また構成を異にしたと思はるゝ燕北錄所載の五字は、所謂大字と認めなければならぬことに成る。余輩は前に朝鮮總督府博物館所藏の鏡の文字がやゝ隸體を帯び、そうして女眞文字として知らるゝものとは違つて居ることを記して置いたが、既に女眞文字に非ずして漢字に類し、然も新出の楷體契丹字と相異つた隸體である以上は、之をこゝにいふ契丹の大字に屬するものと見て過らないであらう。

羅振玉氏はまたその古鏡圖錄卷下に、金源國書鏡として、圓形の鏡の裏に、漢字の楷體に類して字畫非常に複雑なる文字二十七字ばかりを刻したものを載せてゐる。これにも矢張り何等の説明も見えないが、これは朝鮮李王職博物館に收藏してゐるものである。氏がかく金源國書鏡と名づけたのは、思ふにその文字が郎君行記の文字に似てゐ

るに因つたのであらう。兩者を比較して見ると同一の文字は一として見出すを得ないが、其の文字を構成する元字に至つては、同一のものも少くない此の點から之を金即ち女眞の大字（羅氏の所謂金源國書は、金の大字を指したものと解する）であると見るのは、從來の説に基いた考として無理ではない。従つてもし郎君行記を契丹字とすれば、此の鏡の字も同様に契丹字と見なければならぬことにならう。併し乍ら仔細に見れば、此の鏡の文字は字畫甚だ複雑であつて、墓誌や行記に見ゆる如き、三畫や四畫より成る文字は一も存するなくその構成に於てやゝ趣を異にしてゐるやうに見える。依りて思ふに、或は之が獨り女眞の大字と稱せらるべきものでは無からうか。

以上は新出の契丹字の資料の報道を主旨とし、聊か之に關聯して管見を附加へたに過ぎぬ。余輩は

遼の道宗陵に藏せられ、また聖宗興宗の陵にも必ず藏せらるべき遼遼兩種の墓誌銘がそのまゝに世に公けにせられ、同學の士の驥尾に附して、更に立入つた研究に従事し得る日の速に來らんことを切望して止まない。

註 釋

(1) 從來契丹文字について論ずるものは、皆此等の契丹字が初めて書史會要に出て居るを考へるのであつて、Paillet 氏の如きも此の點に於て同様であるが (Toung pao. vol. XXII. no 47 p. 306) 實は會要は燕北錄に載せられた契丹の銀牌、長牌、木刻子牌に見える此等の文字を轉載したものに過ぎぬうきは明版の説鄂に收めてある燕北錄を見れば明かなことである。説鄂の中に燕北錄を收めた陶宗儀の事であるから、燕北錄に載せた此等の字を見ない道理はない、従つて同じ著者の書いた書史會要に此等の文字の載せられてあるのは、まさに燕北錄に見ゆる文字の轉載と見なければならぬ譯である。尤も此の明の刊本説鄂中の燕北錄に見ゆる契丹字も、自分の寫した北京傅氏所藏の明寫本の説鄂所收の燕北錄に載せて居るものと比較すると、多少の相違があり、而して何れを正しいとす

るか俄に決定し難い問題であるが、版本のものは其の形が甚だ整つて居る。今日普通に行はれて居る説鄂には燕北錄は載せてないし、遼史拾遺卷十五に同書を引いた所には、此等の牌の圖式を略して居るから、従つて此等の契丹字の形を見ることは出来ない。

(2) 史學雜誌第九編第十一號及び第十二號

(3) *Mongoliya i Mongoli* II. 369.

(4) *Toung pao.* vol. XXI. No. 2 et 3. Les anciennes Villes de

*l'empire des grands Leao au royaume Mongole de Barin,*

(5) *ibid.* p. 182.

(6) *ibid.* Vol. XXII. No. 4. p. 292, note 1.

(7) *ibid.* p. 292-301. *Le tombeau de l'empereur Tao-tsong*

*des Leao, et les premières inscriptions connues en écriture*

*Kitan*

(8) 此の地方については、蒙古遊牧記卷三巴林部の條、大清一統志卷四百七之五等の参照を要する。また白塔子については(三)に掲げた Pozdneief 氏の書物の 366-369 ページのあたりに記事がある。(4)に掲げた Allie 氏の論文は最も詳細なものである。

(9) 白鳥博士の契丹女眞西夏文字考(史學雜誌第九編一〇五八



頁)及び桑原博士婆塞碑解說(同上第二十編七三七頁)參照

(10) 金史卷七十三完顏希尹傳及び同書卷四熙宗本紀參照

(11) 同上。

(12) 契丹女真西夏文字考(史學雜誌第九編一〇五八頁)參照

(13) 金史卷九章宗本紀。

(14) 史學雜誌第九編九二六頁。

(15) Actes du IIe Congrès intern. des Orient., Paris, 1897. Extrême-Orient, p. 15—17. 見Φ& Inscriptions in the Juellen and allied Scripts に此の考を述べたものが Pelliot 氏によ

## 天文日記と大阪

橋 川 正

天文日記は本願寺第十世證如の日乗である。證如は諱を光教といひ圓如の第二子であつて、永正十三年十一月二十日、山科の本願寺で呱呱の聲をあげ、大永五年祖父實如の示寂するに及んで、本

の日記を述べ、Young pro, Vol. XXII. No. 4. p. 293. note 2.) ノンに記したのはこれに據つたのである。

(12) Guvains Bericht über die Bekehrung der nigaren. Sitang-geberichtet. K. p. A. d. W. 1912. S. 501.

(17) Young pro. Vol. XXII. No. 4. p. 293. note 2.

(18) 此の解釋については桑原博士や狩野博士にも質し、誤る所なくと信すると共に、ノンに記して感謝の意を表明する。

(19) 史學雜誌第九編一〇六三頁

願寺留守職を襲ふた、時に年僅かに十歳で、青蓮院門跡尊鎮親王の門に入りて得度し、九條尙經の猶子となつた。これ本願寺に於ける攝家猶子の濫觴である。天文元年八月二十四日、證如の十七歳の